

山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、国の「水素供給設備整備事業費補助金」の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う補助事業を活用して、県内に水素供給設備を整備する者(以下「補助事業者」という。)に対して補助することにより、本県における燃料電池自動車の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「水素供給設備整備事業費補助金」とは、経済産業大臣が定めた「水素供給設備整備事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日付け20140115財資第13号)」に基づく補助金をいう。
- 二 「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」とは、水素供給設備整備事業費補助金交付要綱第2条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する事業をいう。
- 三 「燃料電池自動車等」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標若しくは車両番号標の交付を受けた自動車又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車及び当該設備において払出する輸送用水素容器をいう。
- 四 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する定置式又は移動式の設備をいう。
- 五 「消費税等仕入控除税額」とは、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

(交付の対象、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 知事は、補助事業者が行う次の各号に掲げる事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費は別表1に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)とし、補助金の額は、水素供給設備の補助対象経費に4分の1を乗じて得た額及び用地賃借に要する経費に10分の10を乗じて得た額で、9,500万円を限度として予算の範囲内において補助金を交付する。

一 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備の整備

本補助金申請年度と同一年度に、センターから「水素供給設備整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)交付規程」に基づく「水素供給設備整備事業費補助金交付決定通知書」の交付を受けたもの

二 用地賃借

前号に係る本補助金の交付決定を受けた水素供給設備の運営に必要な土地を賃借して、当該土地において当該水素供給設備を継続して運営するもの。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、山梨県水素ステーション設備設置

事業費補助金交付申請書(様式第1)に必要な関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定と通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2-1)により補助事業者に通知するものとする。また、適当と認めないときは山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金不交付決定通知書(様式第2-2)により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。)

二 暴力団員(暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。次号から第五号までにおいて同じ。)

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

四 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。)であつて、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がある者

五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

七 上記の二から六に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金について次の各号の一に該当するときは、あらかじめ山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金変更承認申請書(様式第3)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

一 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の費目間相互において、いずれか低い額の20%以内の額を増減させる場合を除く。

二 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的及び事業の進捗に影響を及ぼさない範囲の消耗品等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社

又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 知事が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げるとおりとする。また、補助事業者から債権を譲り受けたものが知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又は当該債権への質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがある。この場合、債権を譲り受けた者は意義を申し立てず、当該交付決定の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が生じる場合にあっては、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定すること。
- 3 第1項ただし書に基づいて、補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定の通知を行ったときに生じるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金補助事業遅延報告書（様式第5）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第12条 補助事業者は、知事が本条の規定に基づく遂行状況の報告を求めたときには、指定する期日までに山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第6）を、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は事業完了年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金事業実績報告書（様式第7）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金額の確定通知書（様式第8）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第 15 条 知事は、第 10 条の規定による申請があった場合、又は次の各号に該当すると認められる場合には、第 6 条第 1 項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 申請者が法令、要綱等に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - 二 申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 第 6 条第 3 項の各号のいずれかに該当した場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は、第 14 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 知事は、第 1 項の規定に基づく取消しをしたときには、山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 9）により、速やかに申請者に通知する。
- 4 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金に係る返還命令書（様式第 10）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 5 知事は、前項の返還を請求するときは、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収する。
- 6 第 2 項に基づく補助金の返還については、当該請求のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(取得財産の管理等)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した知事が別に定める財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 11）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときには、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 11）を第 13 条に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第 17 条 取得財産等のうち、規則第 20 条の規定に基づき、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間内において、取得財産等を補助金の交付目的と異なる用途に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき（補助事業者が規則第六条第二項の規定による条件に基づき、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合を除く。）は、あらかじめ山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金に係る財産処分申請書（様式第 12）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の保管)

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区別し、補助事業に係る経理の収支を明らかにしておくとともに、これに関する帳簿及び証拠書類を、取得財産等

の処分制限が終了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、整備保管しておかなければならない。

(調査等)

第19条 補助事業者は、知事が補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに応じなければならない。

2 前項に規定する調査等は、第14条第2項に定める補助金の交付の終了後であっても同様とする。

(データ等の提供要請)

第20条 知事は、県の施策に基づき水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲内において申請者及び補助事業者に対して水素供給設備等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 申請者及び補助事業者は、知事が必要な範囲内においてデータ等の提供を求めた場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 知事及び県の職員は、本事業により知り得た情報は、山梨県個人情報保護条例(平成17年条例第15号)に基づいて取り扱うものとする。

2 知事及び県の職員は、第5条に定める一切の情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、県以外の第三者に漏洩し又は第2条に定める目的以外の目的に利用してはならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

2 この要綱は、別表1に掲げる水素供給設備の補助については、平成28年3月31日限り、また、用地貸借に係る補助については、平成37年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

別表 1 (補助対象経費)

水素供給設備の補助対象経費
1 . 設備機器費 (水素供給設備一式)
補助事業の実施に必要な設備に要する経費
(1) 受電設備
(2) 原料ガス設備
(3) 水素製造装置
(4) 液化水素貯槽、気化器
(5) 水素輸送用設備・接続装置
(6) 圧縮機
(7) 蓄圧器
(8) ディスペンサー
(9) プレクーラー
(10) 冷却水装置
(11) 計装空気設備・窒素設備
(12) 散水設備・貯水槽
(13) 制御装置・監視装置・検知警報設備
(14) その他 (その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備)
2 . 設計費
補助事業の実施に必要な設計に要する経費
(1) 設計費 (土質調査・測量を含む)
(2) 官公庁申請費
3 . 設備工事費
補助事業の実施に必要な工事に要する経費
(1) 基礎工事費
(2) 撤去工事費
(3) 現地配管工事費
(4) 据付工事費
(5) 試運転調整費
(6) 舗装工事費
(7) 給排水設備工事費
(8) 照明設備工事費
(9) 電気工事費
4 . 工事負担金
補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費
(1) 本支管工事負担金

敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金（申請者がガス事業者の場合は対象外）

- (2) 給水配管・排水配管工事負担金
- (3) 電気の供給設備に関する工事費負担金

5．経費・管理費

補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費

- (1) 共通仮設費
- (2) 現場管理費
- (3) 一般管理費
- (4) 諸経費

用地賃借に係る補助対象経費

1．用地賃借費

補助事業の実施に必要な用地の賃借に要する経費（最大10年）

補助対象経費に消費税等は含まれない。